

尾鷲総合病院の入院費における算定方法が変わります。

尾鷲総合病院は令和2年4月1日からDPC対象病院となります。

このことより、入院患者さんの医療費の計算方法が従来の出来高方式から厚生労働省により決められた患者さんの病名や治療内容に応じた分類毎(診断群分類別)に1日あたりの入院費用を定めたDPC方式(包括評価部分と出来高評価部分を合わせたもの)になります。

【従来の出来高方式(全ての診療行為の行った回数または使用した料に応じて計算)】

出来高算定方式
投薬/注射
検査
手術/麻酔
処置
画像検査
放射線治療
医学管理料
入院基本料 等



【DPC方式(包括評価部分と出来高評価部分を合わせて計算)】

包括評価部分		出来高部分
診断群分類別の1日あたりの包括点数 (投薬/注射/検査) (画像診断) (1,000点未満の処置) (入院基本料) 等	+	手術/麻酔 1,000点以上の処置 放射線治療 リハビリテーション 医学管理 等

また、入院費のお支払の際は個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を交付いたします。なお、DPC対象病院となっても、尾鷲総合病院が提供する医療行為に変更はありません。併せて、自己負担限度額を定めている高額療養費の取り扱いについては、従来どおりと変更はありません。

< 問い合わせ先 >

尾鷲総合病院

事務局 病院総務課 医療事務係

電話番号：0597-22-3111(代表)